

役員等報酬規程

社会福祉法人 光福社会

社会福祉法人光福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 役員及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等は当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう支給する。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬 (1時間)	費用弁償
理事会出席報酬等	4,000円	無し

- 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬 (1時間)	費用弁償
評議員会出席報酬等	4,000円	無し

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

- 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができ

る。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(常勤、非常勤の支給形態)

第5条 常勤、非常勤の支給額については勤務状態において支給する。常勤の場合は、1日7.5時間の1日報酬額×勤務日数とし、非常勤の場合は半日・1日の報酬額×勤務日数として算定し支給する。

(福利厚生)

第6条 役員及び評議員の残業代、賞与、退職金等は支給しない。但し、社会保険については社会保険制度に基づいて適用とされる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員の報酬は支給しない。しかし、法人の定める職員の給与規定に準じて所属する経理区分から給与として支給する。

(支給日、支払い方法)

第9条 理事会、評議員会出席の報酬は、その都度手渡しにて支払う。ただし役員業務報酬の支給日、支払方法については法人の定める職員給与規定に準ずる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	旅費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (半日)	15,000 円	実費支給	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (半日)	15,000 円	実費支給	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (半日)	15,000 円	実費支給	